年　　月　　日

保護者の皆様へ

施設長

令和５年度における施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知について

このお知らせは、「前橋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」第１４条に基づき、お子様が本園を利用した際に、前橋市から本園に給付された１人あたりの額をお知らせするものです。この通知により、追加の給付の発生や、保育料を納めていただく請求書ではありません。

令和５年度に本園が代理受領した施設型給付費等の額は、各保護者について、「本園に係る各支給認定子どもの公定価格の額（別紙参照）から、各保護者様から納入していただいた利用者負担額（保育料）を減じた額」となります。

（法定代理受領とは）

「子ども・子育て支援法」に基づく施設型給付等については、支給認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から施設に対して直接支払いが行われています。この仕組みを「法定代理受領」と呼んでいます。

各月ごとの認定別・年齢別公定価格（１人あたり）　（給付対象期間　令和５年４月～令和６年３月）

認定区分		年齢区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
教育認定子ども（1号認定子ども）		満3歳児	221,990	273,130	274,890	273,130	273,130	273,130	273,130	273,130	273,130	273,130	273,130	279,590
		3歳児	221,990	220,230	221,990	220,230	220,230	220,230	220,230	220,230	220,230	220,230	220,230	226,690
		4歳以上児	204,300	202,540	204,300	202,540	202,540	202,540	202,540	202,540	202,540	202,540	202,540	209,000
保育認定子ども（2・3号認定子ども）	標準時間	0歳児	230,880	230,770	230,770	230,880	230,680	230,600	230,510	230,340	230,260	230,260	230,260	246,030
	短時間		222,580	222,470	222,470	222,580	222,380	222,300	222,210	222,040	221,960	221,960	221,960	237,730
	標準時間	1・2歳児	145,110	145,000	145,000	145,110	144,910	144,830	144,740	144,570	144,490	144,490	144,490	160,260
	短時間		136,810	136,700	136,700	136,810	136,610	136,530	136,440	136,270	136,190	136,190	136,190	151,960
	標準時間	3歳児	103,110	103,000	103,000	103,110	102,910	102,830	102,740	102,570	102,490	102,490	102,490	118,260
	短時間		94,810	94,700	94,700	94,810	94,610	94,530	94,440	94,270	94,190	94,190	94,190	109,960
	標準時間	4歳以上児	86,030	85,920	85,920	86,030	85,830	85,750	85,660	85,490	85,410	85,410	85,410	101,180
	短時間		77,730	77,620	77,620	77,730	77,530	77,450	77,360	77,190	77,110	77,110	77,110	92,880

※副食費徴収免除対象者は、上記の額に下記の額を加えた額となります。

認定区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1号認定子ども	4,700	4,700	4,700	4,700	3,990	4,700	4,700	4,700	3,760	3,990	4,460	3,990
2号認定子ども	4,700	4,700	4,700	4,700	4,700	4,700	4,700	4,700	4,700	4,700	4,700	4,700